

令和8年度岡山県全庁共通システム更新業務 質問回答

No	質問内容	回答内容
1	<p>当該契約について、万が一歳出予算の減額又は削除による解約が発生した場合、残賃貸借料のお支払について協議いただくことができますでしょうか。</p> <p>また、これまでに上記理由による解約の実績はないと認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書案では甲の歳出予算の減額又は削除による契約変更・解除について定めておらず、仮に当該事案が発生した場合には第27条に基づき協議を行う必要があると考えております。</p> <p>なお、過去の岡山県全庁共通システム更新業務について、解約の実績はありません。</p>
2	<p>賃貸借物件に付保する動産総合保険については、一般的な保険（地震、津波、噴火、紛争等は対象外／経年とともに保険金額の上限が逡減される）の付保でよろしいでしょうか。</p>	<p>一般的な保険で問題ありません。</p>
3	<p>賃貸借契約書案にクラウドサービスの利用についての記載がなく、サービスの利用、賃貸借料とサービス利用料の併記、丙による代理回収等について条文の変更を協議いただくことができますでしょうか。</p>	<p>仕様書2.4契約方法及び契約期間において、「クラウドサービス等の提供に係る対価については、受託者（賃貸人）が本業務の月額賃貸借料金に含めて一括して県（賃借人）に請求するものとする。」と記載していることから、契約書にクラウドサービスの利用の項目を加える必要はないと考えております。</p>